

第 6 章

市町村の被害と活動状況

第 1 節 奄美市

第 1 項 被害の状況

今回の大雨では、本市（笠利町）において、降り始めの平成23年9月25日15時から9月27日8時までの総雨量は、399ミリを記録したほか、最大1時間降水量は、統計開始以降9月最多の78.0ミリとなり、笠利町を中心に浸水や土砂崩れ等の甚大な被害が発生した。

なお、被害状況の主なものは、次のとおりである。

1 被害状況

(1) 住家被害

- ア 床上浸水 83棟
- イ 床下浸水 232棟

(2) 公共施設及びその他の被害額（単位：千円）

ア 公共文教施設	1,603
イ 農林水産業施設	112,300
ウ 公共土木施設	189,832
エ その他の公共施設	2,000
オ 商工被害	484,141
合 計	789,876

2 雨量

- ・連続雨量 399.5mm（25日15時～27日8時）
- ・時間雨量 78.0mm（20日15時～20日16時）



主要地方道龍郷奄美空港線崖崩れ

第2項 災害応急対策

災害応急対策については、特に住家の浸水被害が多かったことから、防疫対策、ごみ・廃棄物等処理のための清掃対策を行った。

1 災害対策本部等の設置状況

災害警戒本部	設置	9月25日	22:00
災害対策本部（災害警戒本部から切替）	設置	9月25日	23:15
災害警戒本部（災害対策本部から切替）	設置	9月27日	7:20
災害警戒本部	廃止	9月27日	7:41

2 避難勧告等の発令状況

防災行政無線及び消防団による広報等により、住民に対し情報伝達を行うとともに、市内各地の避難所を開設した。

(1) 避難勧告

地区	世帯数	人数	勧告	解除
笠利町手花部	6	8	26日1時40分	27日7時20分

(2) 避難指示

地区	世帯数	人数	指示	解除
笠利町喜瀬	1	6	26日1時10分	27日8時20分

3 防疫対策

9月28日～10月5日の間、浸水地域の消毒作業を開始し、地区ごとに屋外、屋内の消毒作業を実施し、感染症予防対策に万全を尽くした。（対象棟数：266棟，消毒使用数：塩化ベンザルニウム120本（500ml），クレゾール8本（500ml））



搬出されたゴミへの薬剤散布の様子

4 清掃対策

住家の浸水被害を受けた世帯を中心に，9月27日～11月下旬の間，可燃・不燃物94トンが名瀬クリーンセンターに搬入された。また，廃家電337台についても，専門業者によって処理された。



被災者住家から運び出されたゴミ

5 救護措置

(1) 生活支援金

被災者生活再建支援法に基づき，床上浸水の被害者に対し，生活支援金を支給した。

(総支給額 1,970万円)

被害の程度	生活支援金の額	件数
床上浸水	20万円	86件
床上浸水	50万円	5件

(2) 救援物資

小災害り災者に対する援護措置要綱に基づき，床上浸水世帯に対し，救援物資を配分した。(毛布：77件)

(3) 市税・使用料などの減免措置(申請ベース H23.12.14現在)

被災により著しく担税力を喪失した納税者に対し，市税等(市・県民税27件，固定資産税38件，国民健康保険税8件，介護保険料46件，後期高齢者医療保険料26件，介護保険居宅介護サービス費等利用料14件，水道料金267件，国民年金保険料2件)の減免措置を行った。

第3項 災害復旧・復興

市では、9月27日から地区行政連絡員及び職員による各地区、各施設等の被害状況の調査・確認作業を行うとともに、災害後の早期の応急復旧対策を実施するため、10月13日に復旧・復興に係る経費について、災害復旧のための補正予算を市長専決処分を行って、復旧に取り組んでいるところである。

なかでも、被災後に発生した大量のごみ等の処分については、地域住民や地元建友会によるボランティア活動により早急な片付け作業がなされた。

また、被災者に対する救護措置等に関しては、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給、小災害り災者に対する援護措置に基づく救援物資の支給のほか、市税、使用料等の減免措置を行った。



地元建友会によるボランティア活動

主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
9/25	21:30	大雨洪水警報発表による情報連絡体制	総務課
	22:00	災害警戒本部設置	地域総務課
	23:15	土砂災害警戒情報発令 災害対策本部設置 災害対策本部会議 (笠利地区)担当課長,消防,警察召集	笠利支所全課
9/26	1:00	避難所開設(6箇所:赤木名里,喜瀬1区,喜瀬2区,喜瀬3区,平,手花部)	産業振興課
	1:10	避難指示発令(喜瀬1区 1世帯6人)	
	1:20	災害対策本部(笠利支部)会議	
	1:40	避難勧告発令(手花部 6世帯8人)	
	2:00	災害対策本部(笠利支部)会議	
	4:00	災害対策本部(笠利支部)会議	
	7:00	災害対策本部(笠利支部)会議	
	8:30	災害調査員による調査 被災地区全棟調査開始	市民課
	17:00	災害対策本部(笠利支部)会議	
9/27	07:20	避難勧告解除(手花部 6世帯8人)	地域総務課
	08:20	避難指示解除(喜瀬1区 1世帯6人) 災害粗大ごみの受付開始(6箇所) (節田,平,喜瀬1・2・3区,手花部)	
9/28		被災地の消毒開始(9/28~10/5)	いきいき健康課

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
10/13		災害復旧費等専決処分 ・公共土木施設災害復旧事業 ・農林水産施設災害復旧事業 ・社会福祉施設災害復旧事業 ・学校教育施設災害復旧事業 ・その他の災害復旧事業	
10/15		被災者支援制度受付開始 ・個人の市・県民税の減免 ・固定資産税の減免 ・国民健康保険税の減免 ・国民健康保険一部負担金の減免 ・介護保険料の減免 ・後期高齢者医療保険料の減免 ・後期高齢者医療一部負担金の減免 ・介護保険居宅介護サービス費等の利用料の減免 ・水道料金の免除 ・下水道使用料の免除 ・国民年金保険料の免除	市民課 いきいき健康課 水環境課
11/16		被災者生活再建支援法に基づく生活支援金支給開始 小災害り災者に対する援護措置要綱に基づく救援物資（毛布）支給開始 生活支援金支給開始 救援物資（毛布）支給開始	いきいき健康課 産業振興課

第 2 節 龍郷町

第 1 項 被害の状況

平成22年10月の奄美豪雨災害から1年もたたずに龍郷町を襲った平成23年9月25日の豪雨は龍郷町に前回は上回る被害をもたらした。

25日の23時から24時にかけての1時間最大雨量が長雲局で100ミリに達し、大勝局においても85ミリに達した。しかしながら、最も雨量が最大であったと思われる大勝局の22時から23時にかけてと長雲局では21時から22時にかけて、雨量計が計測不能となり正確な最大雨量についてはわかっていない。なお、参考までに、気象庁への届け出を行っていないため正式な雨量データではないが、災害対策用に龍郷消防分署へ設置してある雨量計では21時から22時にかけて120ミリ、22時から23時にかけて163ミリとの報告があった。

また25日から26日にかけての24時間雨量も長雲局では21時から22時のデータが反映されていないものの、607ミリを記録した。

1 被害状況

- (1) 人的被害 1名(死者1名)
- (2) 住家被害
 - ア 全壊 5棟(うち非住家1棟含む)
 - イ 半壊 120棟
 - ウ 一部損壊 1棟
 - エ 床上浸水 62棟
 - オ 床下浸水 213棟
- (3) 交通途絶箇所 12箇所
- (4) 橋梁被害 1箇所
- (5) 河川被害 18件

2 公共施設等被害額 (単位:千円)

ア 農林水産業施設	43,716
イ 公共土木施設	557,884
ウ 農林畜産業被害	19,871
エ 商工被害	121,300

3 雨量

- ・ 連続雨量 計測不能
- ・ 24時間雨量 計測不能
- ・ 時間雨量 計測不能

龍郷消防分署設置の雨量計による参考数値 163mm(25日22時~23時)



国道58号龍郷町役場前水没車両



浦集落の浸水の状況

第 2 項 災害応急対策

9月25日は夕刻までは快晴であったが19時頃から雨が降り始め、雨脚が急激に強くなった。しかしながら20時の気象庁ホームページでは1時間後に雨が上るとの予報であった。20時30分頃から再び雨脚が強くなり21時ごろさらに強く降り始めた。このとき、龍郷消防分署から分署に設置してある雨量計で時間雨量が30ミリを超えたとの連絡が総務課長と総務課防災係へあったことにより総務課長と防災担当職員が役場へ参集することになった。しかしながら、役場へ参集した21時20分にはすでに龍郷町役場前の国道58号は冠水しており、数台の車が立ち往生しており、乗っていた方を役場へ避難させた。このあと、21時24分に大雨警報が発表された。21時40分に最初の自主避難の呼びかけを防災行政無線で行った。

21時50分、役場前国道の冠水がさらに増し、およそ100cmの高さまで達し緊急車両も出動できなくなった。また、各集落と学校長へ避難所開設を指示しあわせて避難所の開設を防災行政無線で町内全域に放送した。このとき各所で道路が冠水し通行不能となっていたため、役場へ参集できない職員がほとんどであったことから、役場職員で参集できない職員は避難所へ参集し避難所の運営管理と集落での災害対応にあたるよう指示を行った。

22時00分、災害警戒本部を設置したが周囲の状況はますます悪化し、役場周辺道路が完全に水没し役場前の国道は120cmまで冠水し、さらに冠水した水は濁流となって流れていた。このとき龍郷消防分署も床上浸水する被害となった。また浦地区では急激な増水と河川氾濫により住家の浸水被害が発生した。

22時30分災害対策本部を設置し、瀬留川と龍郷川が氾濫する恐れがあるとの連絡があったため、龍郷集落と瀬留集落へ避難勧告を発令した。

23時30分、手広集落の加世間から土砂崩れで民家が土砂に埋もれたとの通報があり、救助要請があったが、消防分署及び役場からも緊急車両が出動できず、地元消防団へ救助を指示した。しかし加世間へ向かう道路が、がけ崩れのため消防団も現場へ到着することができなかった。このため、要救助者の自宅の隣家及び集落住民により3名を救助し近くの集会場へ搬送した。このうち1名の状態が悪化した。搬送手段がなく、地元の診療所医師に集会場へ向かってもらい応急処置を依頼したが、大規模病院への搬送が望ましいとのことであった。雨が小康状態になった26日3時から加世間への道路の応急復旧を行い3時20分に通行が可能となったが、3時25分に死亡が確認された。

6時30分、雨が小康状態となったことと避難経路が確保できたことにより加世間地区に避難勧告を発令した。

第3項 災害復旧・復興

平成22年10月の水害から1年経過せずして襲った平成23年9月の豪雨災害は、水害の傷痕の癒えない龍郷町に前年を上回る被害を発生させた。特に浦地区では水没する民家が出るなど、住家に甚大な被害を発生させた。また主要河川のほとんどで河川氾濫が発生し、大美川流域では3つの集落で農業被害を含む甚大な被害を発生させた。平成22年10月の豪雨災害の復旧を行っていた龍郷町では、昨年の災害からの復旧と合わせて関係機関等との協議や調整を行いつつさらに新規で発生した災害に対する復旧も行うこととなった。これは現在も継続して行われている。しかしながら、今回の水害では、昨年の水害の経験から、住民の災害に関する意識が高かったことにより、昨年を上回る被害であったにもかかわらず、避難等が迅速に行われたことに加え、地域コミュニティの結束により応急復旧や被害家屋の清掃、防除などが迅速に地域で自主的に行われたことにより、比較的早い段階での通常の生活の復帰を行うことができた。これもひとえに龍郷町の住民の地域コミュニティの結束力の高さを示すものだと考えられる。

主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
9/25	21:20	情報収集体制確立	総務課
	21:40	防災無線による町内全域への自主避難の呼び掛け。	総務課
	21:50	避難所開設を集落駐在員と学校長へ指示	総務課
	22:00	災害警戒本部設置	総務課
	22:30	災害対策本部設置 龍郷集落と瀬留集落へ避難勧告発令	総務課
	23:30	加世間から救助要請が入電するも緊急車両が出動できず手広地区消防団へ救助を依頼	消防分署
9/26	0:10	緊急搬送ができないことから、赤尾木の診療所医師へ救助された男性の応急処置を依頼	総務課
	3:00	加世間地区接続道路の応急復旧開始	地域整備課
	3:20	加世間地区接続道路の応急復旧開始	消防分署
	3:25	医師が要救助者の死亡を確認	
	6:00	夜間を過ぎ、雨の小康状態と避難経路確保により加世間地区に避難勧告を発令	総務課